

# 平成24年第1回(3月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成24年3月19日 (月曜日)

## 本日の会議に付した事件

平成24年3月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第 1号 川南町の事務所の位置を定める条例を定めるについて
- 日程第2 議案第 2号 川南町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第3 議案第 3号 川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第 4号 川南町公民館条例の一部改正について
- 日程第5 議案第 5号 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 6号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第 7号 川南町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第 8号 川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 9号 川南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第18号 平成24年度川南町一般会計予算
- 日程第11 議案第19号 平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第20号 平成24年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議案第21号 平成24年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第14 議案第22号 平成24年度川南町下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第23号 平成24年度川南町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第16 議案第24号 平成24年度川南町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第25号 平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第26号 平成24年度川南町水道事業会計予算
- 日程第19 陳情第 2号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書
- 追加日程第 発議第2号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書について
- 日程第20 発議第1号 「議会広報編集特別委員会」設置に関する決議について
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 議会運営委員会閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 徳弘 美津子 君	12番 竹本 修 君
13番 山下 壽 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・会計課長	篠原 浩 君
総務課長	吉田 一二六 君	総合政策課長	諸橋 司 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	横尾 剛 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	新倉 好雄 君
農業委員会事務局	杉尾 英敏 君	教育総務課長	吉田 喜久吉 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	三角 巖 君

---

午前9時00分開会

○議長(山下 壽君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控室に移動願います。

午前9時01分休憩

.....  
午前10時50分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第1 議案第1号 「川南町の事務所の位置を定める条例を定めるについて」

日程第2 議案第2号 「川南町営住宅管理条例の一部改正について」

日程第3 議案第3号 「川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」

日程第4 議案第4号 「川南町公民館条例の一部改正について」

日程第5 議案第5号 「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

以上、5議案を一括議題とします。

ここで申し上げます。議案第5号は総務常任委員会から文教厚生常任委員会意に付託替えを行いました。本5議案は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則委員長) 議案第1号「川南町の事務所の位置を定める条例を定めるについて」の審査結果並びに結果を報告いたします。

本議案は、議案説明にもありましたとおり、地方自治法第4条で「事務所の位置を定めなさい」というふうに規定されているにもかかわらず、今までやってなかったということで今回、定めるものでございます。全会一致で可決であります。

以上、報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(内藤 逸子委員長) 文教厚生常任委員会に付託されました議案第3号「川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」報告します。

議案第3号は、図書館法が改正され、図書館協議会委員の任命基準を自治体の条例に委任することになったため、条例の一部改正です。

生涯学習課職員から説明を受け慎重審査し、採決の結果、原案のとおり、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第4号「川南町公民館条例の一部改正について」報告します。

議案第4号は、公民館運営協議会委員の任命を自治体の条例に委任することになりましたが、平成11年に地方分権一括法による社会教育法の改正を受け、本町では、公民館運営審議会の代替組織、区長・分館長会が機能していることから、第4条を削除するものです。

生涯学習課職員から説明を受け慎重審査し、採決の結果、原案のとおり全員賛成で、可決すべきものと決定しました。

議案第5号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」報告します。

議案第5号は、議案第4号の改正に伴うもので、公民館運営審議会を削除するとともに、昨年6月にスポーツ振興法が全部改正されスポーツ基本法となり、体育指導員の呼称がスポーツ推進員に改められたことを受けて条例を整備するものです。

生涯学習課職員から説明を受け、慎重審査し、採決の結果、原案のとおり全員賛成で、可決すべきものと決定しました。

報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽委員長) 産業建設常任委員会に付託されました議案第2号「川南町営住宅管理条例の一部改正について」、その審査の経過と結果について報告いたします。

改正の主なものは、地域自主性一括法により公営住宅法の一部改正が行われ、同法第23条に規定する老人、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定めるものが廃止されるため、条例第5条第1項の公営住宅法施行令第6条第1項で読み込む規定を規則で定めるものであります。

慎重に審査を行い、討論、採決の結果、原案のとおり認め、全会一致で可決であります。

以上で報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため、申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

議案第1号「川南町の事務所の位置を定める条例を定めるについて」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号について採決します。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「川南町の事務所の位置を定める条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号「川南町営住宅管理条例の一部改正について」を討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「川南町営住宅管理条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議案第3号「川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号「川南町公民館条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「川南町公民館条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

改正について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第6 議案第6号 「川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

日程第7 議案第7号 「川南町税条例の一部改正について」

日程第8 議案第8号 「川南町重度障害者医療女性に関する条例の一部改正について」

日程第9 議案第9号 「川南町介護保険条例の一部改正について」

以上、4議案を一括議題とします。

本4議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（濱本 義則委員長） 議案第6号「川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正」は、字句の変更及び20条の改正、すなわち部分休業の改正であり、全会一致で可決であります。

続きまして、議案第7号「川南町税条例の一部改正」は、地方税法の一部改正等による改正であります。たばこ税の引き上げ分、1,000本につき644円は県への支給分の一部であり、たばこ税全体の変化はございません。また、26年度より、個人の町民税均等割額に500円加算する改正は26年度より10年間の措置で、平成23年法律第118号によるものであります。目的税的色彩が強いという意見もありましたが、全会一致で可決であります。

以上、報告を終わります。

○議長（山下 壽君） 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（内藤 逸子委員長） 議案第8号「川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」報告します。

議案第8号は、平成24年から障害者自立支援法の改正に伴う条例の一部を改正するものです。満18歳を境に、助成対象外とされていたものが、改正により、住所地特例として本町の助成対象者となるものです。

健康福祉課職員からの説明を受け慎重審査し、採決の結果、原案のとおり、全員賛成で可

決すべきものと決定しました。

議案第9号「川南町介護保険条例の一部改正について」報告します。

この議案第9号は、平成24度から平成26年度を計画期間として策定した第5次介護保険事業計画に基づく改正です。基準額で月200円、年2,400円値上がりとなります。

健康福祉課職員から説明を受け慎重審査し、採決の結果、原案のとおり、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため、申し上げます。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第6号「川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、可決されました。

議案第7号「川南町税条例の一部改正について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第7号「川南町税条例の一部改正について」、反対討論をいたします。

本条例改正案は、建前は東日本大震災のための復興財源に充てるというものですが、本来なら政府、東京電力が責任を負うべきものと考えます。町民税に一律に500円を加算することは、負担能力の厳しい低所得者にとっては大変厳しいものと言えます。

子ども手当が減額され、住民税の年少扶養控除が廃止され、国保も介護も値上げされる。さらには、消費税の値上げも予定されています。

本来、削除すべきは、1そう1,170億円もする護衛艦、580億円もする潜水艦、1機99億円もする次期戦闘機F-35A、本来、来年度に4機購入し、20年間では42機を購入しようとしています。米軍への思いやり予算、グアム移転関係予算、あれだけの大きな事故を起こして

いながら、原子力発電推進の関連予算は4,188億円など、国民の常識から逸脱している予算としか言いようがありません。まず、手をつけるべきはむだな予算です。

以上を述べ、反対討論といたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) これで討論を終わります。

これから、議案第7号について採決します。

この採決は起立によって行います。本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(山下 壽君) 起立多数であります。したがって、議案第7号「川南町税条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり、可決されました。

議案第8号「川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり、可決されました。

議案第9号「川南町介護保険条例の一部改正について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第9号「川南町介護保険条例の一部改正について」反対討論を行います。

本条例改正案は、保険料率を平成24年から平成26年度までを計画期間として、第5期介護保険事業計画に基づくものです。3年ごとに改正する65歳以上の介護保険料は基準額で月額200円、年額2,400円の値上がりです。「すべての高齢者が住みなれた家、地域で安心して、生きがいを持って暮らせる町、川南」の実現を基本理念として、高齢者施策の推進を図っているのですから、障害があつたり病気になつても、住みなれた地域で最後まで普通の暮らしができる社会にしたいものです。

お金のある人は高額な有料老人ホームに入れても、年金暮らしの人は介護を受けるのも容易ではありません。グループホームなどの施設や人手も圧倒的に足りません。制度に問題があつても、改善には何年もの長い時間がかかります。介護で苦しむ人たちは待つてはられ

ないのです。厚労省が、訪問介護の生活援助を60分未満から45分未満に短縮しようとしています。そんなことをしたら、今以上に受けられるサービスが少なくなってしまう。

介護分野の当事者の声は、なかなか行政に届かない面があります。いつでも、だれでも、どこでも、必要な介護サービスが負担の心配なく利用できる制度の改善を求めて、反対討論といたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) これで討論を終わります。

これから、議案第9号について採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(山下 壽君) 起立多数であります。したがって、議案第9号「川南町介護保険条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第10 議案第18号 「平成24年度川南町一般会計予算」

日程第11 議案第19号 「平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」

日程第12 議案第20号 「平成24年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」

日程第13 議案第21号 「平成24年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算」

日程第14 議案第22号 「平成24年度川南町下水道事業特別会計予算」

日程第15 議案第23号 「平成24年度川南町介護認定審査会特別会計予算」

日程第16 議案第24号 「平成24年度川南町介護保険特別会計予算」

日程第17 議案第25号 「平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第18 議案第26号 「平成24年度川南町水道事業会計予算」

以上、9議案を一括議題とします。

本9議案は所管事項別に各常任委員会に付託されておりますので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 議案第18号「平成24年度川南町一般会計予算」の総務委員会に付託されました関係議案につきましては、全会一致で可決であります。その審査経過及び意見等を報告いたします。

歳入の1款1項1目個人町民税は、前年比22%の増額になっております。

また、同じ理由で、8款1項地方特例交付金が28.8%の減額になっております。額にすれば、増額がはるかに多くなっております。

個人住民税については、今後、特別徴収を推進するということです。このことにより、年金からの引き下げも出てくると思われれます。

22年度から23年度に繰り越された町税の滞納金額は1億5,000万円以上に上り、町税の1割以上を占め、年々ふえている状況でございます。

現状を考えると、滞納繰り越し分の徴収目標が1,000万円強であるが少ないのではないかと。また、大きな目標を設定を定め、達成する体制づくりをする時期ではないかという意見がございました。

続きまして、17款2項2目川南町復興対策金繰入金1億670万円を超過した場合、24年度末の残高は2,671万1,000円になります。

次に、歳出の2款1項1目一般管理費の町政施行60周年記念事業につきましては、50人ぐらゐの表彰だけに抑え、文化ホールの自治事業の合間に実施する予定で、大々的なことは企画されないようです。

2款1項6目企画費の地域バス再編支援事業の運行委託265万3,000円は、4月から9月までの予算であり、補足説明にもありましたように、10月からは地域公共交通確保維持改善事業を活用して、1年間、実証運行が行われます。

7款1項3目観光費のうち、川南町観光協会補助金514万円は、昨年比増額しております。これは、昨年までの補助金324万円にイルミネーションに対する補助金90万円及び事務補助100万円の合計であります。事務補助につきましては、24年度をめぐりに法人に移行する観光協会を支援するものであります。若者連絡協議会の補助金250万円も、フェスティバル・イン・トロントロンの補助金となっております。

同じような目的に向かって事業を展開している組織、団体等の支援の仕方を工夫することによって、より少ない投資で大きな成果が得られるのではないかと意見がありました。

9款1項3目災害対策費のハザードマップ作製につきましては、いつ、どこで、どんな災害が起こるか予測できない現実を考えると、住民だれもが等しく活用できるような資料を提供できるよう、最新の注意を払うべきとの意見が委員会全員の一致した意見でありました。

以上、報告を終わります。

○議長（山下 壽君） 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（内藤 逸子君） 議案第18号「平成24年度川南町一般会計予算」については、原案のとおり、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

この議案第18号は62億6,600万円中の文教厚生常任委員会に付託されました事項について、関係課職員の説明と宗麟原供養塔土地購入に伴う現地調査を行い、慎重に審査を行いました。主なものについて報告します。

衛生費の子宮頸がん等ワクチン接種委託料について、今年の経過で、せっかく予算が計上されたのに使われなかったのはなぜか。どうすれば使ってもらえるのか。1回、1万5,781円を3回分、中1から高1までの女子対象者380名に対して、擁護部会で学校側をお願いして、保護者へ文書を配布しているとのこと。任意接種で自己負担はありません。町内では喜多委員、尾鈴クリニック、林クリニック、国立病院機構宮崎病院、川南病院で受けら

れますが、前日までに電話連絡が必要です。

平成25年度以降については予防接種法を改正し、定期接種とすることで、公費負担を継続する方針のようです。ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチン接種事業は、現在国が50%、ただし、公費カバー率は9割を負担しています。制度変更なしに定期接種化すると、自治体の費用負担がふえることとなりますので、国に現在と同様の財政措置の継続を求めているとのお見込みです。

東児湯環境整備事務組合の広域化を目指して新たに設置する斎場については、連合審査を行いました。これまでは、都農川南葬祭センターとして、昭和56年1月より都農町、川南町の共同事業により設置され、設立され、都農町に事務委託されてきましたが、供用開始から31年を経過し、広域化も含め今後の火葬場施設整備について調査、協議が必要ということで、都農・川南葬祭センター運営委員会の中でも、これまでどおり、川南町、都農町でいくのか、西都児湯の広域化を進めるのか。メリット、デメリットなど協議をしてきたところです。

西都児湯環境整備事務組合では、平成20年5月に西都児湯市町村主管課長による準備委員会を設置して進めてきています。今後は、西都児湯1市5町で西都児湯環境整備事務組合の事業として行うことで、効果的な運営と広域化を目指すことで、今回の予算計上によって、川南町がこの計画に参加する意思表示となります。

新しく建設される反対に対して、「反対をしているのではなく、手順がおかしいのではないかと」言っている。町民の大事な税金を使う事業なので、間違いを犯してはならないから確かめている。丁寧な説明が不足しているのではないかと」のお見込みがありました。

次に、分館活動交付金について連合審査を行いました。

未加入問題を町全体で取り組もうとしている。地域主権に基づいて出そうと思っている。今回、1戸1,000円の分館活動交付金は分館活動費の軽減と、組織されていない未加入者の分館加入促進のためとのこと。分館の活動を財政的に応援して、喜んで参加者が集まる地域活動、結果として加入促進となる、そのきっかけづくりにしたいとの提案です。

前回は振興班に出すとのこと、「公平、不公平な出し方はだめ」とのことでも否決されました。今回は世帯数全部に出すとのこと、格差が生まれるようなお金の使い方は町民は納得できるだろうか。

行財政改革で私たちは2人、議員を減らしました。不公平の説明がない。例えば、3区で計算したとき、629世帯で374戸が組織されている。374戸は1,000円分、分会費が下げられる。残りの255戸分、25万5,000円の使い道は分館の裁量に任せるとのことです。

子供からお年寄りまで集まっているいろんな行事をしているところ、役員づくりに苦労しているところ、「自分から分館長、役員をするわ」という人はいません。東日本震災では、隣近所の日ごろのつき合いと訓練が生かされたとの教訓があります。今回の分館活動交付金について、使い方は分館の裁量に任せるとのことですので、大いに議論を深めてもらうようにとのお見込みです。

議案第19号「平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」については、歳入歳出26億1,845万円と定めるものです。口蹄疫の影響を考慮し、昨年度の実績見込み額から減額算定した額を暫定的に見込み計上し、本算定は6月に行われます。保険税の減収が見込まれることから、保険準備積立基金から7,000万円を繰り入れる予算です。議案第19号は賛成多数で可決であります。

議案第23号「平成24年度川南町介護認定審査会特別会計予算」については、歳入歳出446万6,000円と定めるものです。介護認定審査会委員報酬13人分と事務補助賃金1名分が主なものです。議案第23号は、賛成多数で可決であります。

議案第24号「平成24年度川南町介護保険特別会計予算」については、歳入歳出11億7,892万3,000円と定めるものです。高齢化率は24.6%から26%と1.4%増加しています。65歳以上は4,517人です。

議案第9号の介護保険条例の一部改正に基づき、4月から介護保険料が基準額で月額200円、年額2,400円の値上がりです。「宮崎県内では安いほうだ」との説明です。

議案第24号は賛成多数で可決であります。

議案第25号「平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」については、歳入歳出それぞれ1億5,547万円と定めるものです。経常経費によるものです。現在の後期高齢者対象者は2,459名です。議案25号は賛成多数で可決であります。

以上で報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽君) 産業建設常任委員会に付託されました議案第18号、20号、21号、22号、26号と5議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

議案第18号「平成24年度川南町一般会計」中、産業建設常任委員会に付託されました関係予算、農林水産業費中、農業振興費の前年度比18%増額は国の政策、農業者個別所得補償制度が要因です。

畜産業費の前年度比40%減額の主な原因は、口蹄疫関連事業の減少によるものです。口蹄疫復興対策事業に計8,670万円予算計上し、財源に川南町復興対策基金を充当しています。その基金も底をついており、財源確保が今後の課題となっています。

国営土地改良事業費32%の増額は新規に発生する宮崎県宮尾鈴北第2地区負担金であります。

水産業費中、漁業近代化資金利子補給補助金は、平成23年12月議会で予算化された新規補助事業であります。

土木費中、道路新設改良費の前年度比34%の増額の主な要因は、工場北線道路改良工事費9,000万円によるもので、附帯工事を含め全工事費を農協果汁が負担するものであります。

総体的に今年度、土木費は道路関連予算が大幅に増加しており、口蹄疫で疲弊した地元業者への配慮も必要ではないのかとの意見もありました。

また、住宅工事に係る現地調査の過程において、鉄筋コンクリート住宅について早目に塗装し、鉄筋の酸化、コンクリートの劣化等を防止し、建物の老朽化を抑制するとともに住宅の景観を保つべきとの意見、また47件の政策空き家対策を早急の取るべきとの意見がありました。

最後に、農業委員会について、年々事業量が減少しており、統合を含め、組織再編をすべきとの意見もありました。

討論、採決の結果、原案のとおり認め、可決であります。

議案第20号平成24年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算、漁業集落排水施設整備事業費中、歳出の主なものの工事請負費は、第2中継ポンプと非常通報装置の老朽化に伴う更新工事費であります。

討論、採決の結果、原案のとおり認め、全会一致で可決であります。

議案第21号平成24年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算、営農飲雑用水施設整備事業費中、歳出の主なものの工事請負費は掛迫上水場の2号送水ポンプと中継1号加圧ポンプの老朽化に伴う更新工事であります。

討論、採決の結果、原案のとおり認め、全会一致で可決であります。

議案第22号平成24年度川南町下水道事業特別会計予算、下水道事業費前年度比527万4,000円の減額の主な要因は、排水管管渠工事の予定がないためであります。

原案のとおり認め、全会一致で可決であります。

議案第26号平成24年度川南町水道事業会計予算営業費中、委託料1,990万5,000円は前年度比約1,300円の増額になっております。その主な理由は、水道施設の技術的基準を定める省令の改正に伴うものであります。建設改良費中工事請負費9,605万円は、前年度比34%の減で、その主な要因は東九州自動車道に係る水道工事事業が平成23年度に完了したためであります。

なお、上水道事業は、昭和50年供用開始以来35年以上経過し、施設整備の老朽化が進み、担当課においては次の5点を課題に上げています。1、石綿管更新事業、2、クリプトスポリジウム対策事業、3、簡易水道統合事業、4、計装機器更新事業、5、新水源開発事業等に取り組んでおります。そのための予算措置が今後の課題と思われれます。

討論、採決の結果、原案のとおり認め、全会一致で可決であります。

以上で報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。

暫時休憩します。

午前11時35分休憩

.....  
午前11時36分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

議案第18号に対しては、米山知子君外1名からお手元にお配りしました修正の動議が提出されております。したがって、これを本議案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

○議員（米山 知子君） 議案第18号平成24年度川南町一般会計予算に対する修正案を提出いたします。

議案第18号平成24年度川南町一般会計予算の一部を次のように修正します。

第1条中、62億6,600万円を62億5,920万円に改めます。第1表歳入歳出予算の一部を次のように改めます。18款繰越金1項繰越金1,000万円を320万円にし、歳入合計を62億6,600万円から62億5,920万円に改めます。

歳出では、10款教育費4項社会教育費1億9,126万1,000円を1億8,446万1,000円に改め、歳出合計を62億5,920万円に改めるものです。

歳出の10款教育費4項社会教育費2目公民館費中、分館活動交付金680万円を減額する修正案の提出理由は以下のとおりです。

まず、第1に、この予算を提案されるまでに、平成22年3月議会において修正案により既決された地域活動交付金がなぜ否決されたのかを十分に協議されたのかどうか、そのことについての説明が不十分です。前は振興班にこう下ったのが、今回は全戸に出すので不公平ではないという理論は分館の規模や加入者数を無視したもので、公平とは言えません。

第2に、今回の予算は以前から交付されている分館育成交付金と目的が同じであり、予算の二重交付に当たるのではないのでしょうか。分館育成交付金で未加入世帯の加入推進を上げていながら、今まで未加入世帯に対して分館がどのような加入推進の活動をしてきたのか説明がありません。そういう状況でありながら、さらに未加入世帯の加入推進という同じ目的の交付金が予算化されたのはどういうことなのでしょうか。

分館に未加入世帯の加入推進をさらに強く求めるのでしょうか。

第3に、分館に加入している世帯の負担軽減を目的に上げていますが、分館費の軽減で分館の活動が活発になるのでしょうか。お金がないから活動できないのか、活動が難しくなっている原因は何なのか、24個の分館の活動には差があると思いますが、担当課は各分館の活動内容を、また収支報告など十分に精査されたのでしょうか。

以上、目的や構想が明確でなく、この交付金が有効に使われるのかは不明です。予算をつけるから分館で何とか考えて使ってくれ、使い方は分館の裁量にまかせるという文教厚生常任委員長の報告にありましたが、このような姿勢は行政の責任ある予算の使い方とは認められません。町長の地域のきずなを取り戻したいという気持ちは十分に理解し、私も同じ気持ちですが、一足飛びにできるものではありません。今回の提案は生涯学習課から出されていますが、地域のきずなを取り戻したいということは、いろいろな要素を含んでいます。分館活動、未加入世帯の問題、危機管理の問題、要援護者の見守りなど、住民が安心して暮らしていくための多方面の様子を含んでおります。

そうであれば、総合政策課や総務課、健康福祉課なども含めて十分に検討し、行政の責務

として何から始めなければならないかを考えていただきたいと思います。

お金をかけずに知恵を出すのが町長のもっとうではありませんか。もっと知恵を絞り、末端が予算を有効に使う活動ができるよう、目的を明確にし、予算を示していただきたいと思います。

以上のような理由で、修正案を提出いたします。どうか皆様方の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長(山下 壽君) これから、委員長報告及び修正案提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下 壽君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

議案第18号平成24年度川南町一般会計予算討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(川越 忠明君) 議案第18号平成24年度川南町一般会計予算について賛成の立場から討論をいたします。

平成24年度歳入歳出総額はそれぞれ62億6,600円となり、前年度骨格予算に比べ2.4%の増となっております。長引く景気の低迷に加え、口蹄疫やインフルエンザが本町財政や地域経済に大きく影響を及ぼしていることから、その復興対策など厳しい財政運営を強いられているようではありますが、第5次早期総合計画を軸に基本計画、実施計画、行政改革大綱に基づき、予算配分がなされているようでございます。

こういう中で、まだ道半ばの口蹄疫からの復興のための対策を初め、限られた財源の中で最大の効果を上げようとする改革が見受けられますので、本予算案に賛成し、討論を終わります。

訂正いたします。平成24年度歳入歳出総額はそれぞれ62億6,600円と言いましたけれども、62億6,600万円となるとうことでございますので、訂正をいたします。

○議長(山下 壽君) 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 議案第18号平成24年度川南町一般会計予算について、反対の立場で討論します。

その理由として次の4点を上げるものであります。1点目、社会福祉協議会補助金について、これは補助金を与える側と受ける側の代表者が同一人物であり、民法で禁止されている双方代理、自己契約等に抵触し、適正な予算査定が行われていないと思われることであります。

2点目、モーツァルト祭実施事業補助金について、この事業の収支決算書及び監査報告書に目を通すと、全体的に収支に不透明な部分があります。1、チケット販売枚数と回収金に差異が発生し、その理由を示す資料が保管されていません。2、パンフレット掲載156件で

入金111件と掲載件数と収入件数に差異が生じているが、それもうむやむになっています。

2、全体予算約960万円のうち、飲食宿泊費など約500万円が支払われていますが、打ち合わせを含め、全体的に飲食代の支払いが多く、項目別内容が支出の内容と合わない部分が多くあり、借り支出、すなわち不正流用の恩賞の立て替え払いをし、精算するとき別の科目で計上すべきをその科目で精算し、結果、収支差損金が不信感を増幅させ、交付金が実行委員会の役員の胃袋に消えることを経済効果、費用対効果とする事業であります。

3点目、町政運営方針のゼロ予算事業の政策理念に反し、公平公正に欠けた分館活動交付金については、交付金を運用した次の選挙のためのばらまき政策であります。

4点目、西都児湯環境整備事務組合負担金については、西都、高鍋、新富、木城は1市3町案で予算を計上し、残る本町は1市5町案で計上し、都濃町は計上しておりません。1市5町の意味統一は図られていないことはそのことで十分理解できます。1市5町の意味決定機関の議会の議決を得ていない現在、負担金は発生していないことは明確であります。

厳しい財政状況下にあり、財政出動を抑制するために葬祭場の広域化事業に対し異を唱えるつもりはありませんが、だからと言って調整不足で執行できない予算を看過し、町長の独断専行を認めるわけにはいきません。なぜなら町村議会は住民代表の意思決定、監視等機関であるからであります。

以上4点を申し述べ、本議案に反対するものであります。皆様の賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○議員(川上 昇君) 私は、ただいま提出された修正案に賛成の立場で討論いたします。

このたびの議案第18号平成24年度川南町一般会計予算の歳出、10款4項社会教育費に組み込まれた分館活動交付金につきましては、提案理由説明によると、分館加入の促進、あるいは防災活動支援となんとも不明瞭な説明でありました。予算執行には明確な目的と効果が約束、予定されなければならず、さらに町長が町政運営方針で述べられたゼロ予算事業とは大きく乖離しており、客観的に許される予算案とは申されません。

また、本件は、議会にて審議、議決前に区長会議で提案内容を説明しており、議会軽視の予算でもありますので、賛成するわけにはまいりません。

具体的に申しますと、1、町が率先し、積極的に分館加入促進の活動を行っていない、2、分館加入促進活動を分館長、あるいは分館に丸投げし、責任転嫁が伺える、3、別途分館育成交付金を予算に編成している、4、厳しい財源を認識しながらゼロ予算事業と趣旨を異にしている、5、多忙な分館長、あるいは分館に分館加入促進活動という本来役場業務は押しつけられない、6、分館規模により支出することで不公平が生じる恐れがある、7、加入促進どころか逆に未加入促進になる懸念がある。

以上の7点を理由とし、私は修正案に賛成するものであります。議員各位の御理解と御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第18号平成24年度川南町一般会計予算について反対討論をいたします。

歳入歳出62億6,600万円、23年度当初予算に比べて1億4,400万円、2.6%の増額予算です。本町の財政状況は長引く景気の低迷に加え、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザによる町税の減収や国民健康保険税の減収に伴い、従前よりも厳しい財政運営を強いられることが見込まれ、平成24年度、当初予算編成は第5次川南町長期総合計画を軸に、基本計画、実施計画、行政改革大綱に基づく予算配分とされています。

今回、分館育成交付金とは別に分館活動交付金680万円が分館費の軽減と未加入者の加入促進として予算化されています。安全で住みよい地域づくりのための支援策として賛成です。

また、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンの接種事業や住宅リフォーム事業の予算が含まれていることは評価しますが、町民税は年少扶養控除の廃止などにより、前年度比19.7%増が計上され、値上げ案が含まれています。24年度も行財政集中改革プランによる保育所の民営化など町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算です。

学校給食調理業務は、民間企業に委託して6年目の予算計上です。町職員2名配置です。十文字保育所、川南東保育所の民営化、老人ホームの社会福祉法人への譲渡も、給食調理場の安上がり論と同じ目的で強行されています。

保育所、老人ホームともに国、県の補助負担金は16年度及び17年度に一般財源化されました。

予算の上には、歳入では地方交付税に算入されており、歳出では保育所、老人ホームともに委託料として計上されています。

人件費がそれぞれ減額になりますが、正職員の退職後の後補充はありません。足りない人員はすべて臨時での補充です。しかも保育士の後補充は無資格者でもよいとの募集をしていることは問題です。

町民の憩いと交流の場として親しまれている川南温泉廃止の予算計上も出されています。弱者に対する冷たさを反映した予算には賛成できない、いずれ児童福祉や現場の専門職員を失って平然としている自治体のあり方が問われると思います。また、宮崎県口蹄疫復興対策運用型販路事業として屋根つき多目的運動場建設宿泊研修施設改修工事の1億5,300万円についても、口蹄疫からの再開は進んでいるとは言えない現状の中で補助金が出るからと言って口蹄疫復興にどうつながるのか町民には見えていません。

したがって、平成24年度川南町一般会計予算について反対いたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) これで討論は終わります。

これから、議案第18号平成24年度川南町一般会計予算の採決を行います。まず、本案に対する米山知子君外1人から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(山下 壽君) 以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。米山知子君外1人から提出された修正案については、議長は可決と採決します。

次に、ただいま修正議決をしました部分を除く原案について、起立によって採決します。原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(山下 壽君) 起立多数であります。したがって、議案第18号平成24年度川南町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

議案第19号平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第19号平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について反対の討論をいたします。

国民健康保険法は、その1条でこの法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると定めています。しかし、今、社会保障の向上に寄与すると明記した国民の命と健康を守るための制度が手遅れによる多数の死亡者を生み出しているのです。背景には個人の支払い能力を超えた高過ぎる保険料、税があり、この値上げに歯どめがかかっていません。保険料、税を払えない人や無保険の人が多数生み出され、国民皆保険の理念は崩壊の危機にひんしています。

国民健康保険税は、川南町でも毎年滞納者がふえる傾向です。国保料はこの20年間で1.6倍、1人当たり3万円も値上がりしました。国保財政を危機に陥れ、保険料高騰と滞納者の悪循環を引き起こした原因は国庫負担の削減です。国庫負担を増額し、国保料、税を引き下げる以外に今の事態を解決する道はありません。

民主党は野党時代、政権交代が実現したら市町村国保の9,000億円の予算措置を行い、国民の負担軽減を図ると国会で明言しています。ところが約束はほごにされたままです。民主党の公約の半分以下の4,000億円を投入すれば、国保料、税を1人年間1万円、4人家族な

ら4万円引き下げられます。自治会のあり方が問われています。国言いなりに差し押さえなどの収納対策の強化に乗り出すのではなく、町民の生活実態をよく聞き、親身に対応する相談、収納活動に転換すべきです。

最近の雇用情勢では社保から国保への切りかえが進むにつれ、払えない国保税の問題が深刻化するのには容易に推測できます。さらに国保は保険証取り上げという制裁措置を持つ制度であり、高過ぎる国保は医療から町民を排除してしまいかねない、どうしても払える国保に転換する必要があると思います。

国保会計については、医療費の推計と国保税が6月に確定されます。6月議会で補正される国保税の引き上げにならないよう、国民皆保険がこれ以上崩されないこと、そのためには国、県への制度拡充や財政的な支援について強く働きかけるよう要望して反対討論といたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから、議案第19号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(山下 壽君) 起立多数であります。したがって、議案第19号平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号平成24年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。議案第20号平成24年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号平成24年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号平成24年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号平成24年度川南町下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありあせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号平成24年度川南町下水道事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決しました。

議案第23号平成24年度川南町介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第23号平成24年度川南町介護認定審査会特別会計予算について反対討論をいたします。

介護保険制度の利用に決定的な役割を果たしているのが要介護認定です。要介護認定は介護を要する状態を正確に把握し、その人に最もふさわしいサービスの内容と量を判断するために行われるものです。

申請を受けた町は申請した人を訪問し、74項目にわたる調査を行います。この調査と並行して町は申請者の主治医に意見書の提出を求めます。町は専門的な第三者機関として介護認定審査会が設置されています。認定審査会は調査項目を全国共通のコンピュータソフトにかけて得られた第1次結果と主治医の意見をもとに要介護状態の審査で判定を行います。

判定によって介護保険料給付が受けられない非該当、要支援1、2、要介護1から5となります。

判定結果が町から通知されてサービスを受けることとなりますが、急を要する場合、申請した日にさかのぼってサービスを利用できます。この認定制度には多額の事務費が使われていますが、判定では機会的に利用制限がかけられています。要介護認定制度を廃止し、現場の専門家の判断で適正な介護を提供できるようにすべきです。介護認定審査特別会計予算について反対討論といたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) これで討論を終わります。

これから、議案第23号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(山下 壽君) 起立多数であります。したがって、議案第23号平成24年度川南町介護認定審査会特別会計予算について委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号平成24年度川南町介護保険特別会計予算について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第24号平成24年度川南町介護保険特別会計予算について反対討論をいたします。

介護保険制度は1997年に介護保険法が成立し、2000年4月から施行されました。国は当初、家族介護を解決、社会全体で介護を支えるために介護保険制度を導入するとうたっていました。にもかかわらず、親の介護のための介護離職、高齢の配偶者は子が高齢者を介護する老老介護などが常態化しています。介護保険導入後の10年で介護心中は400件を来ており、深刻な事態がますます広がっています。

効率化、重点的な観点からコストの高い施設から在宅へ、医療から介護への流れを一層強めています。介護が必要と認定されながらサービスを利用していない人がふえています。多くの高齢者が介護の必要性ではなく、重い利用料負担によっていくら払えるかで受けるサービスの内容を決めざるを得ない状況になっています。

特養ホームに入所を申し込みながら待機している人が多数います。どこでも二、三年待ちが当たり前になっています。高い介護保険料をとられ、要介護認定を受けたにもかかわらず、必要なサービスが利用できない、まさに保険あって介護なしの状態を根本的にかえて国民だれもが使いやすい制度にすることは切実な要求です。

川南町の高齢化率は増加傾向で年々上昇しています。要支援者が多く利用している介護保険サービスの中にホームヘルパーによる掃除、洗濯、調理などの生活援助があります。政府は市町村の判断で要支援を保険サービスの対象外にできる仕組みを導入しようとしています。現在は要支援と認定された人には保険サービスを受ける権利があります。しかし、見守りや配食などをボランティアに見合わせる安上がりな総合サービスを新たに導入しようとしています。これは要介護認定で要支援と認定された人を市町村判断で保険サービスの対象外にできる仕組みであり、給付費削減の強力な示談にされる危険があります。

ヘルパーによる生活支援は単なる家事の代行ではありません。支援を必要とする高齢者とコミュニケーションをとり、心身の状況を把握し、状態により働きかけることにより、生きて活動する意欲を引き出せるものです。高齢者が元気で利用者が少ないことがよいことです。

しかし、必要な介護まで受けられないようになっては、利用者も家族も大変な負担となります。国が町民の暮らしを脅かす周知をしてきたら、それに立ちはだかって町民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす、これが本来の自治体の仕事です。

高齢者が住み慣れた家、地域で安心して生きがいを持って暮らせるまち、川南を目指しているのですから、何よりも高齢者にとって必要な介護が受けられなくなったり、介護予防に逆行することのないよう高齢者の実態を踏まえ、介護保険制度を抜本的に改革し、安心できる制度にしていくためには、国庫負担の大幅な引き上げが不可欠です。

しかし、その財源を躍進性が明らかな消費税に求めることは、所得の再配分を通じて平等

化を目指す社会保障のあり方として根本的に間違っています。財源は国家財政、税制を国民本位に組み替えることで十分に確保が可能です。払える保険料と利用しやすい利用料を訴え、社会保障としての介護保険制度の構築を求めて反対討論といたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下 壽君) これで討論を終わります。

これから、議案第24号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(山下 壽君) 起立多数であります。したがって、議案第24号平成24年度川南町介護保険特別会計予算について委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第25号平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について、予算は後期高齢者広域連合納付金が計上されています。75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度の平均保険料額が4月から宮崎県は10.7%、4,589円の値上がりですので、反対討論を行います。

この特別会計は、平成20年4月1日に発足した後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。75歳以上のすべての人はそれまで加入していた国保や健保を脱退させられ、後期高齢者だけの独立保険に入れられました。75歳以上の人は家族構成や就労状況、年収などにかかわらず74歳以下の人とは別の保険に強制的に囲い込まれたのです。

1、これまで負担のなかった扶養家族を含め、1人1人から保険料をとりたてる、2、受けられる医療を制限し差別する別立て診療報酬を設ける、3、保険料は年金から天引きし2年ごとに引き上げる、4、保険料を払えない人からは保険証を取り上げるとなっています。

また、後期高齢者医療制度を運営するのは後期高齢者医療広域連合議会です。川南町からはこの広域連合議会にだれも選ばれていません。後期高齢者医療広域連合議会には国が法律で加入させ、脱退も認められていません。運営主体は広域連合議会ですが、保険料の徴収、督促、保険証の受け渡し、受付、窓口業務など住民と直接やりとりをする業務の多くは川南町が担います。広域連合議会では住民の声が届きにくいなど問題点があります。保険料も後期高齢者の人口比率がふえるのに応じて自動的に引き上がる仕組みです。高い保険料や差別医療を押しつけるもので、廃止しかないと考えます。

民主党政権は政権公約で後期高齢者医療制度の廃止を掲げながら、先送り、消費税増税とセットで今国会に本案を提出するという新制度も75歳以上は別勘定で、保険料が際限なく上がる仕組みは変わりません。後期医療の保険料値上げのほか、4月からは物価スライドによる年金額引き下げや介護保険料の引き上げもあります。国の財政負担をさらに減らすものと

なっています。後期高齢者医療制度の廃止は待ったなしの課題です。老人保健制度に戻すとともに必要な財政措置を行うことを求め、反対討論といたします。

以上で討論を終わります。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) これで討論を終わります。

これから、議案第25号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(山下 壽君) 起立多数であります。したがって、議案第25号平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号平成24年度川南町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。議案第26号平成24年度川南町水道事業会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 陳情第2号 「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書」について議題とします。

本陳情は総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 陳情第2号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書については、提出者が国家公務員の職員組合であることを懸念にいただく意見がありましたが、県下の市町村の動向、一般の住民が被る不利益等を考え、全員一致で採択いたしました。

以上、報告であります。

○議長(山下 壽君) 以上で委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告は採択であります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

陳情第2号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第2号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書については委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

午後1時22分休憩

午後1時23分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで日程についてお諮りします。ただいま濱本義則議員外1名から発議第2号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、順序を変更して追加日程とし、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、発議第2号を日程に追加し、順序を変更し議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第2号 「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書」を議題とします。

朗読は省略します。提出者から趣旨説明を求めます。

○議員(濱本 義則君) 発議第2号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書(案)についてその趣旨説明を行います。

なお、お手元に配付してあります別紙意見書を朗読して趣旨説明といたします。

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書、昨年は東日本大震災や台風などにより、全国各地で大きな被害が発生した。そうした中、公務労働者は国、地方をわかさず復旧、復興に向けて連続で取り組んでいる。国の機関ではこれらの活動に当たり、すべての地方出先機関が本省と一体となって役割を発揮している。仮に国の出先機関の廃止や地方移譲が行われていたなら迅速な復旧などの取り組みは極めて困難であったと考えられる。そうした復旧、復興の活動は報道でも取り上げられ、公務・公共サービスの重要性や構造改革路線の問題点が指摘されるとともに、国民の命を守り、安全・安心を確保するためには、国と地方の双方による責任と役割の発揮が不可欠なことが改めて明らかになった。

しかし、政府は地域主権改革や独立行政法人の抜本的な見直しをこわごかに主張し、国が定めている施設設置などの最低基準を緩和、廃止して、地方自治体に委ねるとともに、公共サービスでの企業利益の追求を促進する地域主権改革一括法、第1次、第2次を昨年4月と8月に相次いで成立させた。

11月には義務づけ、枠づけのさらなる見直しについて閣議決定され、今通常国会に法案を提出するとされている。また、一昨年12月に閣議決定したアクションプランや独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針に基づき、本通常国会に国の出先機関の原則廃止や独立行政法人の削減のための法案を提出するとしている。

さらには大震災から復興を機に、財界自らが究極の構造改革と称する道州制導入や広域合併を推進しようとしている。さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業営業や就学の困難がまし、格差と貧困が広がり続けている。また、東海地震や東南海、南海地震の発生が確実視され、東北地方太平洋沖地震の発生による地震活動の活発化も指摘されており、生活への不安が増幅している。こうした中で、国に求められることは地方自治体と共同し、国民、住民の生命を守り、安全・安心を確保する責任と役割を発揮することである。

出先機関の原則廃止を初めとする地域主権改革や独立行政法人の抜本的な見直しは、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに、憲法第25条の完全補償を求める国民的要求にもそむくものである。

よって、政府におかれては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記、1、憲法第25条の完全補償を実現するため、国と地方の協働を強めるとともに、公務公共サービスの体制機能の充実を図ること、2、国の出先機関を原則廃止するアクションプランや独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針を見直し、防災対策など住民の安全・安心を確保するために必要な国の出先機関や独立行政法人の体制機能の充実を図ること、3、行政サービスの低下を招く国の出先機関廃止、地方移譲はしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成24年3月19日、宮崎県児湯郡川南町議会、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、総務大臣殿、以上でございます。

以上のとおりでございますので、各議員の賛同を得て御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山下 壽君) 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第2号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、発議第2号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任とすることに決定しました。

日程第20「発議第1号「議会広報編集特別委員会」設置に関する決議について」を議題とします。

朗読は省略します。提出者から趣旨説明を求めます。

○議員(竹本 修君) 発議第1号「議会広報編集特別委員会」設置に関する決議、そえでは、発議第1号「議会広報編集特別委員会」設置に関する決議について趣旨説明を行います。

議会広報誌は昭和62年7月に第1号が発行されて以来、ことしの2月に第95号が発行されるまで多くの諸先輩がそういう工夫を重ね、継続して発行してきたわけでありましたが、今日までの築き上げられた歴史の重みを感じているところであります。

記念すべき100号発行を間近に控え、これまで法定外の委員会として活動をしたわけですが、開かれた議会を目指し、議会の情報を住民に幅広く知ってもらうために、議会広報編集特別委員会を設置し、法的にも正式な特別委員会としての位置づけを行うものであります。

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(山下 壽君) 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第1号「議会広報編集特別委員会」設置に関する決議について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「議会広報編集特別委員会」設置に関する決議については原案のとおり可決されました。

お諮りします。議会広報編集特別委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、竹本修君、徳弘美津子君、濱本義則君、税田榮君、川上昇君、米山知子君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した議員を、議会広報編集特別委員に選任することに決定しました。議会広報編集特別委員会において、委員長及び副委員長の互選を願います。

しばらく休憩します。

午後1時35分休憩

.....

午後1時35分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

ただいま議会広報編集特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

議会広報特別委員長に竹本修君、同副委員長に徳弘美津子君が互選されました。

日程第21「閉会中における議会広報編集特別委員会活動について」を議題とします。

本件については、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第22「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、平成24年第1回川南町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後1時37分閉会